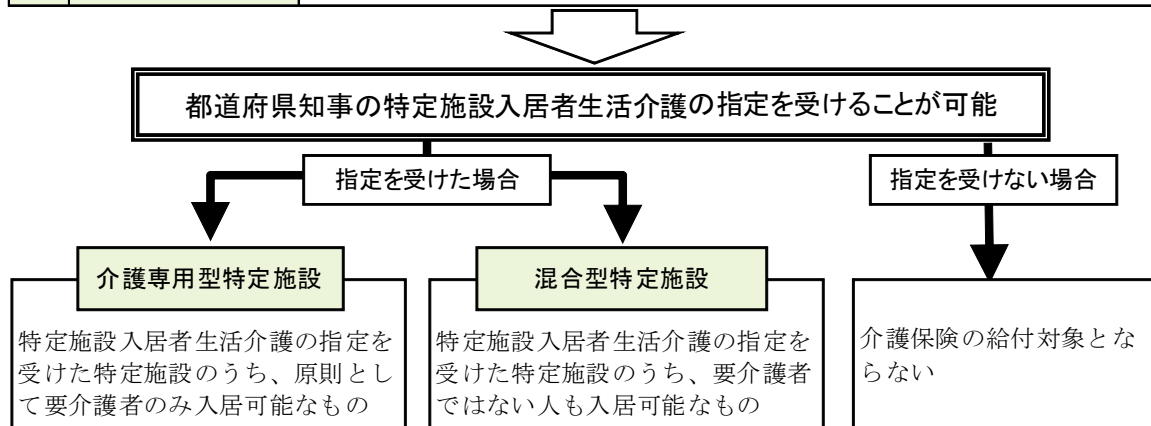


5 特定施設等の設置促進

＜特定施設の種類＞

特定施設	・有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム ※ サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものは、特定施設に該当する
有料老人ホーム	・①入浴・排せつ・食事等の介護の提供、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のうちいずれか一つ以上を行う施設
軽費老人ホーム	・無料又は低額な料金で、自立した生活を営むのに不安がある高齢者などに対し、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供を行う施設
養護老人ホーム	・環境上の理由と一定の経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が区市町村の措置により入所する施設



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

【現状と課題】

〔特定施設入居者生活介護の指定を受けている特定施設〕

- 平成23年10月1日現在、混合型特定施設は、区部にある一部の老人福祉圏域では、第4期計画の必要利用定員総数に達していないところがあります。
- 平成23年10月1日現在、介護専用型特定施設は、区部と多摩地区にある一部の老人福祉圏域、島しょの老人福祉圏域では、第4期計画の必要利用定員総数に達していないところがあります。
- 特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数は、老人福祉圏域単位で設定しているため、整備定員がその総数を超えない限り、区市町村ごとに算定する利用者数の見込みを超えている場合でも、特定施設入居者生活介護の指定を行うこととなっています。一部の老人福祉圏域で特定の区市町村に特定施設が偏在する傾向が強くなっています。
- 介護保険サービス以外のサービス（室料、食費、個人的な経費等）は全額入居者による負担であることから、入居者の幅広いニーズに応えることが可能である反面、契約をめぐる消費者トラブルにも注意が必要です。

- 契約をめぐるトラブルへの対策として、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者保護を図るため、平成 23 年の老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により利用者保護規定が設けられました。
- 平成 21 年 4 月に消防法施行令等が改正され、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務が拡大されましたが、義務付けの対象となっていない有料老人ホーム等があり、安全確保のための取組を促す必要があります。

〔軽費老人ホーム〕

- 軽費老人ホームについては、平成 20 年 6 月に施行された軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準により、従来のケアハウスに一本化されました。従来の軽費老人ホーム A 型・B 型については、経過措置により、建替時まで従来の制度に基づき施設を運営することができます。
- 都内の軽費老人ホーム A 型（9 施設、定員 660 人）・B 型（4 施設、定員 220 人）（いずれも平成 23 年 4 月 1 日現在）には、老朽化した施設が多く存在しており、建替時にはケアハウス、介護保険施設等へ転換することが必要です。
- 介護専用型特定施設が不足していることから、介護専用型のケアハウスの整備を重点的に支援する必要があります。

〔都市型軽費老人ホーム〕

- 平成 21 年 3 月に群馬県で高齢者施設火災事故があったことを契機に、低所得で一人暮らしが困難な 60 歳以上の人が、地価の高い地域においても暮らしを続けることができるよう、軽費老人ホームの居室面積要件等を緩和した新たな施設基準による「都市型軽費老人ホーム」が平成 22 年 4 月に創設されました。
- 都市型軽費老人ホームは、施設基準の大幅な緩和により営利法人等民間法人を含む幅広い運営事業者の参入を促進するものですが、同時に、第一種社会福祉事業として求められる家賃等の入居者負担の低廉化や、老人福祉施設が備えるべき建築基準法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）・消防法上の設備面における安全性の確保が不可欠です。
- 東京都では、都市型軽費老人ホームについて、平成 22 年度から平成 24 年度までに 2,400 人分の整備目標を掲げ、都心部の区市と連携しながら整備費補助事業による整備の促進を図っています。
- また、大都市に特有の土地活用の実情を踏まえ、施設整備に適した用地確保策と

して、事業者整備型¹²だけでなくオーナー（土地建物所有者）整備型¹³の補助も導入し、積極的な施策展開を図っているところです。

〔養護老人ホーム〕

- 都内の養護老人ホームは、平成 23 年 4 月 1 日現在 32 施設（定員 3,697 人）で、建築後 25 年以上経過している施設が約 4 割を占めており、施設の建替えが課題となっています。
- 都内の養護老人ホームの入居者のうち、約 3 割は要支援 1 から要介護 3 を中心とした要介護（要支援）者です。都内の養護老人ホームは、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けていないため、介護サービス利用の際は、個別に外部の介護事業者を利用することになります。
- 被虐待高齢者の緊急保護などのニーズもあり、養護老人ホームへの措置入所が必要な人は依然として存在しています。しかし、養護老人ホームの入所待機者数は、ここ数年減少しており、全体として、東京都における養護老人ホームの需要は縮小傾向にあります。

＜都内における養護老人ホームの待機者数＞

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
待機者数	793 人	755 人	628 人	582 人

（注）各年 4 月 1 日現在の人数

資料：東京都福祉保健局「月報 福祉行政・衛生行政統計」

【施策の方向】

- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設について、東京都は、区市町村が算定した利用者数見込みの合計値に基づき、必要利用定員総数を定め、各老人福祉圏域の必要数を確保します。ただし、老人福祉圏域内において、特定の区市町村への偏在が著しい場合には、新規指定に先立ち、事業者の市場調査結果に基づく事業計画と区市町村の介護保険事業計画とを比較検討し、相互の調整を図るための期間を設けます。

¹² 事業者整備型

自ら設置運営する目的で、運営事業者が建物を整備（新築・買取・改修）するもの。

¹³ オーナー（土地建物所有者）整備型

土地建物所有者等が運営事業者に貸し付ける目的で、建物を整備（新築・改修）するもの。

- 混合型特定施設の推定利用定員¹⁴総数が必要利用定員総数に既に達している、又は指定をすることにより上回る事となる老人福祉圏域において指定申請があった場合には、東京都は、当該施設の所在する区市町村の意見を十分に考慮した上で指定の可否を決定することとします。(推定利用定員総数が必要利用定員総数を上回る場合には、東京都は特定施設入居者生活介護の指定をしないことができるとされています。)
- また、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合又は介護療養型医療施設が特定施設へ転換する場合については、必要利用定員総数に基づく指定の拒否は行わないこととします。
- 介護専用型特定施設（介護専用型有料老人ホーム）について、オーナー（土地建物所有者）に対する整備費を補助します。また、介護専用型のケアハウスについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを補助対象とし、設置促進に努めます。
- 消費者トラブルに適切に対応するため、消費生活センター、東京都国民健康保険団体連合会との連携を強化します。また、有料老人ホームとの不当な契約等による利用者被害の防止を図るため、平成23年3月に「適格消費者団体¹⁵」の一つである認定NPO法人消費者機構日本と相互連携及び協力に関する協定を締結し、その協定を活用してより実効性のある対策を進めていきます。
- 契約をめぐるトラブルを防止するため、「有料老人ホームとの契約トラブル防止のためのチェックポイント！」を活用するなど、有料老人ホームの選び方に関する普及啓発に取り組みます。
- 火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設における入所者の安全を確保するため、防火設備等の設置義務のない有料老人ホーム等に対して設置経費を補助し、スプリンクラー等の整備を促進します。
- 都市型軽費老人ホームは、今後着実な整備を進めていくとともに、土地の有効活用の観点から、施設の単独設置だけでなく他の施設との併設についてもより一層推進していきます。
- 養護老人ホームについては、外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の指定、建替時の介護保険施設等への転換などを検討していきます。

¹⁴ 推定利用定員

混合型特定施設の利用者のうち、介護保険給付の対象として見込まれる利用者数。東京都では、現在及び将来の利用状況を踏まえ、母体施設定員の70%で算定。

¹⁵ 適格消費者団体

消費者契約法に基づき、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたもの。

【主な施策】・ **介護専用型有料老人ホームの設置促進〔福祉保健局〕**

介護専用型有料老人ホームの整備を行うため、その経費の一部を補助します。

・ **都市型軽費老人ホーム整備費補助〔福祉保健局〕**

都市型軽費老人ホームの整備を行うため、その経費の一部を補助します。

・ **ケアハウスの設置促進〔福祉保健局〕**

介護専用型ケアハウスの整備を行うため、その経費の一部を補助します。

・ **都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業〈再掲〉〔福祉保健局〕**

都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〈再掲〉〔福祉保健局〕**

区市町村が学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、区市町村の整備費補助事業に対して補助を行います。

・ **防火対策緊急整備支援事業〔福祉保健局〕**

高齢者施設の防火対策を強化し、利用者の安全・安心の確保を図るため、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を対象に、防火設備の設置に対する補助を行います。

〔特定施設の必要利用定員総数の考え方〕

- 東京都全体の必要利用定員総数は、区市町村の平成 24 年度から平成 26 年度までの利用者数見込みの合計値に基づき設定しています（介護療養病床からの転換に伴う利用者数の増加分は含まない。）。
- また、老人福祉圏域ごとの必要利用定員総数は、各圏域を構成する区市町村の各年度の利用者数見込みに基づき、今後の整備（指定）見込数、既存の施設の配置状況などを考慮して、広域的観点から地域偏在を緩和する方向で、調整して設定しています。
- なお、介護専用型特定施設及び混合型特定施設の必要利用定員総数の合計値は、介護専用型特定施設及び混合型特定施設の利用者数見込みの合計値と一致させています。

<介護専用型特定施設の必要利用定員総数〔圏域別〕>

単位：人

老人福祉 圏域別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	必要利用定員総数 (第1号被保険者比)	地域密着型 サービス分	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	地域密着型 サービス分	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	地域密着型 サービス分	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	地域密着型 サービス分
区中央部	454 (0.32%)	1	357 (0.23%) (78.63%)	1	357 (0.23%) (78.63%)	1	357 (0.22%) (78.63%)	1
区南部	458 (0.21%)	50	433 (0.20%) (94.54%)	64	437 (0.19%) (95.41%)	68	441 (0.19%) (96.29%)	72
区西南部	325 (0.14%)	0	269 (0.11%) (82.77%)	0	269 (0.10%) (82.77%)	0	269 (0.10%) (82.77%)	0
区西部	452 (0.20%)	14	384 (0.16%) (84.96%)	14	384 (0.16%) (84.96%)	14	384 (0.16%) (84.96%)	14
区西北部	1,049 (0.28%)	10	977 (0.25%) (93.14%)	12	977 (0.24%) (93.14%)	12	977 (0.24%) (93.14%)	12
区東北部	300 (0.10%)	20	320 (0.11%) (106.67%)	20	320 (0.10%) (106.67%)	20	320 (0.10%) (106.67%)	20
区東部	382 (0.14%)	87	527 (0.19%) (137.96%)	25	578 (0.20%) (151.31%)	76	580 (0.20%) (151.83%)	78
区部計(A)	3,420 (0.19%)	182	3,267 (0.18%) (95.53%)	136	3,322 (0.18%) (97.13%)	191	3,328 (0.17%) (97.31%)	197
西多摩	64 (0.07%)	0	62 (0.07%) (96.88%)	1	62 (0.07%) (96.88%)	1	62 (0.07%) (96.88%)	1
南多摩	178 (0.06%)	0	488 (0.16%) (274.16%)	0	488 (0.15%) (274.16%)	0	488 (0.15%) (274.16%)	0
北多摩西部	97 (0.07%)	0	90 (0.07%) (92.78%)	0	90 (0.06%) (92.78%)	0	90 (0.06%) (92.78%)	0
北多摩南部	329 (0.17%)	9	349 (0.18%) (106.08%)	27	350 (0.17%) (106.38%)	28	351 (0.17%) (106.69%)	29
北多摩北部	218 (0.14%)	0	216 (0.13%) (99.08%)	1	216 (0.13%) (99.08%)	1	216 (0.12%) (99.08%)	1
多摩計(B)	886 (0.10%)	9	1,205 (0.14%) (136.00%)	29	1,206 (0.13%) (136.12%)	30	1,207 (0.13%) (136.23%)	31
島しょ	4 (0.05%)	0	3 (0.04%) (75.00%)	0	3 (0.03%) (75.00%)	0	3 (0.03%) (75.00%)	0
島しょ計(C)	4 (0.05%)	0	3 (0.04%) (75.00%)	0	3 (0.03%) (75.00%)	0	3 (0.03%) (75.00%)	0
合計 (D=A+B+C)	4,310 (0.16%)	191	4,475 (0.16%) (103.83%)	165	4,531 (0.16%) (105.13%)	221	4,538 (0.16%) (105.29%)	228

(注1) 平成23年度は、東京都高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）における必要利用定員総数

(注2) 広域的観点から地域偏在を緩和するために調整しており、老人福祉圏域ごとの必要利用定員総数は平成23年度を下回る場合がある。

< 混合型特定施設の必要利用定員総数〔圏域別〕 >

単位：人

老人福祉 圏域別	平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	必要利用定員総数 (第1号被保険者比)	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	介護予防 サービス分	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	介護予防 サービス分	必要利用定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	介護予防 サービス分
区中央部	1,401 (0.98%)	1,862 (1.22%) (132.91%)	154	2,130 (1.35%) (152.03%)	179	2,398 (1.48%) (171.16%)	207
区南部	2,433 (1.14%)	2,584 (1.17%) (106.21%)	301	2,903 (1.27%) (119.32%)	332	3,217 (1.37%) (132.22%)	369
区西南部	3,640 (1.51%)	4,233 (1.67%) (116.29%)	517	4,730 (1.81%) (129.95%)	556	5,211 (1.95%) (143.16%)	589
区西部	2,670 (1.18%)	3,091 (1.32%) (115.77%)	364	3,623 (1.52%) (135.69%)	415	4,132 (1.70%) (154.76%)	462
区西北部	2,815 (0.74%)	3,098 (0.79%) (110.05%)	331	3,331 (0.82%) (118.33%)	350	3,590 (0.87%) (127.53%)	370
区東北部	2,291 (0.78%)	2,279 (0.77%) (99.48%)	154	2,279 (0.74%) (99.48%)	155	2,279 (0.73%) (99.48%)	157
区東部	1,865 (0.69%)	1,791 (0.64%) (96.03%)	218	2,025 (0.71%) (108.58%)	241	2,248 (0.76%) (120.54%)	264
区部計(A)	17,115 (0.97%)	18,938 (1.04%) (110.65%)	2,039	21,021 (1.12%) (122.82%)	2,228	23,075 (1.19%) (134.82%)	2,418
西多摩	294 (0.33%)	377 (0.43%) (128.23%)	81	377 (0.41%) (128.23%)	79	377 (0.40%) (128.23%)	79
南多摩	3,234 (1.04%)	4,029 (1.32%) (124.58%)	681	4,029 (1.26%) (124.58%)	666	4,029 (1.21%) (124.58%)	664
北多摩西部	742 (0.56%)	901 (0.67%) (121.43%)	134	1,003 (0.72%) (135.18%)	160	1,080 (0.74%) (145.55%)	180
北多摩南部	2,296 (1.22%)	2,455 (1.25%) (106.93%)	333	2,602 (1.28%) (113.33%)	354	2,766 (1.32%) (120.47%)	384
北多摩北部	1,052 (0.67%)	1,186 (0.73%) (112.74%)	120	1,408 (0.83%) (133.84%)	131	1,643 (0.93%) (156.18%)	146
多摩計(B)	7,618 (0.87%)	8,948 (1.01%) (117.46%)	1,349	9,419 (1.02%) (123.64%)	1,390	9,895 (1.03%) (129.89%)	1,453
島しょ	1 (0.01%)	12 (0.14%) (1200.00%)	1	14 (0.16%) (1400.00%)	1	15 (0.17%) (1500.00%)	1
島しょ計(C)	1 (0.01%)	12 (0.14%) (1200.00%)	1	14 (0.16%) (1400.00%)	1	15 (0.17%) (1500.00%)	1
合計 (D=A+B+C)	24,734 (0.93%)	27,898 (1.02%) (112.79%)	3,389	30,454 (1.08%) (123.13%)	3,619	32,985 (1.14%) (133.36%)	3,872

(注1) 平成23年度は、東京都高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）における必要利用定員総数

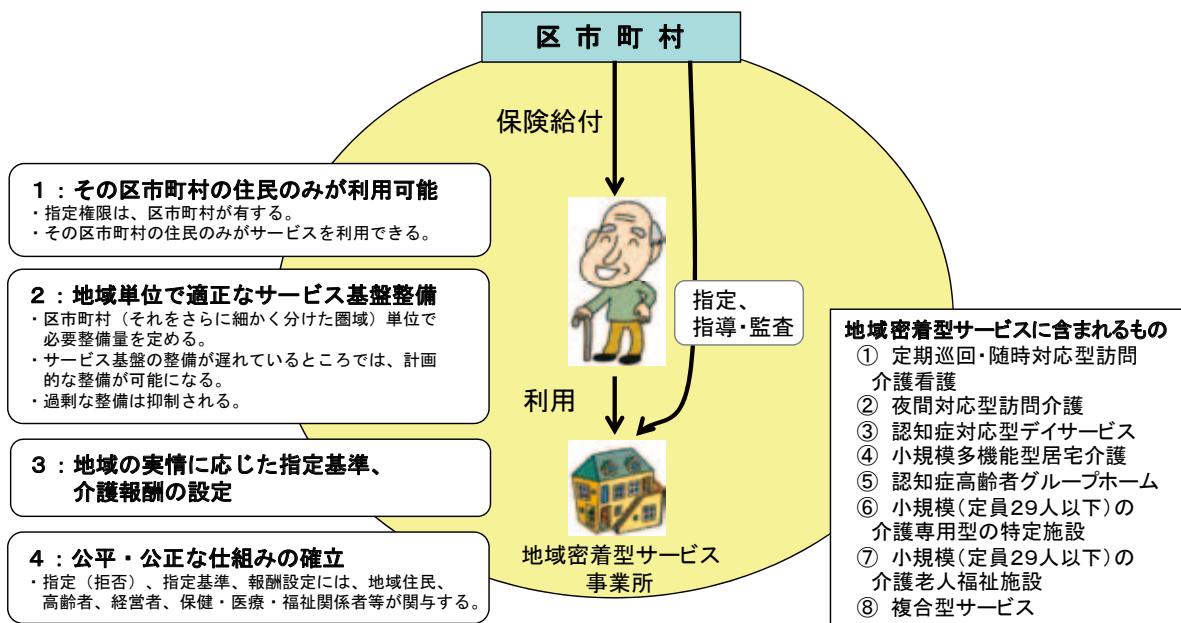
(注2) 広域的観点から地域偏在を緩和するために調整しており、老人福祉圏域ごとの必要利用定員総数は平成23年度を下回る場合がある。

6 地域密着型サービスの整備

【現状と課題】

- 平成18年4月の介護保険制度改正で、在宅で365日24時間の安心を提供することなど、住み慣れた地域で認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が地域や人との関わりを失うことなく、多様かつ柔軟なサービスを利用できることを想定して、日常生活圏域内の地域住民の利用を基本とする「地域密着型サービス」が類型化されました。
- 区市町村は、日常生活圏域ごとに各サービス量の見込みを定めるとともに、施設・居住系の地域密着型サービスの必要利用定員総数を設定することとされています。
- 東京都は、臨時特例基金を造成し、区市町村に対する地域密着型サービスの施設整備費補助を拡充することにより、第5期計画期間以降の将来において必要となる施設等を先取りして整備を進めました。

＜地域密着型サービスの仕組み＞



資料：厚生労働省公表資料に基づき東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

〔夜間対応型訪問介護〕

- 夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回と通報による随時対応とを併せた訪問介護の提供により、24時間安心して生活できる体制を整備することを目的として導入された介護サービスです。
- 利用者からの通報を受けるオペレーションセンターについては、おおむね利用者300人につき、1か所以上を設置することとされています。しかし、実際には、1事

業所当たりの利用者数は、平均 49.0 人¹⁶と少なくなっています。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕

- 平成 24 年 4 月の介護保険制度改正により、医療ニーズの高い要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護とが密接に関連しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応とを行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されました。

〔小規模多機能型居宅介護、複合型サービス〕

- 小規模多機能型居宅介護は、事業所に登録した人だけが利用できるサービスで、原則として事業所が所在する区市町村の要介護（要支援）者が、「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」の各サービスを、同じスタッフから一体的・継続的に受けることができます。このため、認知症の人を含め高齢者の安心感を確保しながら、住み慣れた地域での生活を支える有効なサービスとして、都内でも積極的に普及させていく必要があります。
- しかし、通所介護等の他のサービスと比べ事業所数が少なく地域住民の認知度が低いこと、登録定員の上限が 25 人と規模が小さいこと、要介護 1・2 など軽度者への報酬の水準が低いこと、都市部では地方に比べ経営面での安定を確保しにくいことなどから、小規模多機能型居宅介護事業所の設置は、計画どおりに進んでいません。臨時特例基金の活用により、第 4 期計画の整備目標に 51 か所分上乗せして 228 か所分を整備する目標を設定しましたが、平成 23 年度末時点の整備量は 109 か所にとどまる見込みです。

＜都内の小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数等＞

	登録者数 (A)	登録定員 (B)	登録率 (A/B)
平成 22 年 11 月 30 日現在 (調査対象：19 事業所)	17.2 人	23.8 人	72.3%

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

- 平成 24 年 4 月の介護保険制度改正により、地域の実情に応じた小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、一定程度の事業規模を確保し、複数の事業所で人材を有効に活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるサテ

¹⁶ 東京都国民健康保険団体連合会の審査支払データ（平成 23 年 10 月審査分）

ライト型事業所が創設されました。

- また、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、利用者の状態に応じ、小規模多機能型居宅介護（「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービス）と訪問看護とを組み合わせ、介護と看護のサービスを柔軟に提供する複合型サービスも創設されました。

〔認知症高齢者グループホーム〕

- 都内では、一人暮らし、認知症など見守りが必要な高齢者が増加しています。そのため、認知症高齢者が家庭的な環境の中で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホームを充実する必要があります。
- 認知症高齢者グループホームは、平成18年度に地域密着型サービスの一つに位置付けられ、日常生活圏域を単位とした区市町村の整備計画に基づき整備されていくことになりました。臨時特例基金の活用により、第4期計画の整備目標に1,000人分上乗せして平成23年度末までに7,200人分を整備する目標を設定し、平成23年度末時点の整備量は7,049人分となる見込みです。
- しかし、地価が高く土地の確保が困難であること、他業種との競合から介護人材確保が困難になっていること、小規模な事業のためスケールメリットが働きにくく一部のホームでは赤字経営であることなどから、認知症高齢者グループホームの設置が進みにくい地域があります。
- また、平成19年6月に消防法施行令等が改正され、一定規模以上の認知症高齢者グループホームに対して、スプリンクラー設備等の設置が義務付けられました。
- 利用者の安全・安心を確保するために、全ての認知症高齢者グループホームに防火設備が整備されるよう、消防法施行令等でスプリンクラーの設置義務のないものに対しても、設置を促していく必要があります。

〔地域密着型介護老人福祉施設〕

- 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は29人以下の小規模な施設のため、スケールメリットが働かず、収支差率は低く、経営が厳しいことから施設設置が進みにくい状況です。

＜地域密着型サービスの開設状況＞

	平成 18 年 4 月	平成 23 年 10 月
夜間対応型訪問介護	4 か所	48 か所
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	357 か所	442 か所
小規模多機能型居宅介護	0 か所	92 か所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	209 か所	403 か所
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 か所	7 か所
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0 か所	7 か所

(注) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスについては、平成 24 年 4 月の介護保険制度改正により設けられた新たなサービスであるため、掲載していない。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

【施策の方向】

〔夜間対応型訪問介護〕

- 夜間対応型訪問介護事業所ごとに設置することとされているオペレーションセンターについて、利用者 300 人以内の場合には、隣接する複数の区市町村による共同利用を支援します。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕

- 重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、平成 24 年度に創設された新しいサービスで、特に都市部において有効とされています。今後の動向を見守る必要がありますが、一定程度の普及・定着を促進するため、訪問看護ステーションの整備を支援するとともに、訪問看護ステーション等の人材の確保・育成について検討を行います。

〔小規模多機能型居宅介護、複合型サービス〕

- 認知症高齢者の在宅生活を支える重要な拠点である小規模多機能型居宅介護事業所については、平成 26 年度末までの目標を区市町村の整備目標を合計した 220 か所とし、これを達成できるよう、公有地活用の推進を初め、サービス付き高齢者向け住宅等との合築・併設についても補助を行うなど、整備促進に努めます。
- 保険者（区市町村）、事業者、地域包括支援センター等が連携して、地域密着型サービスの認知度を高めるための広報活動を強化し、事業者が登録者を確保しやすくなるような環境を作ります。
- 小規模多機能型居宅介護事業所について、登録定員の上限や宿泊サービスの利用

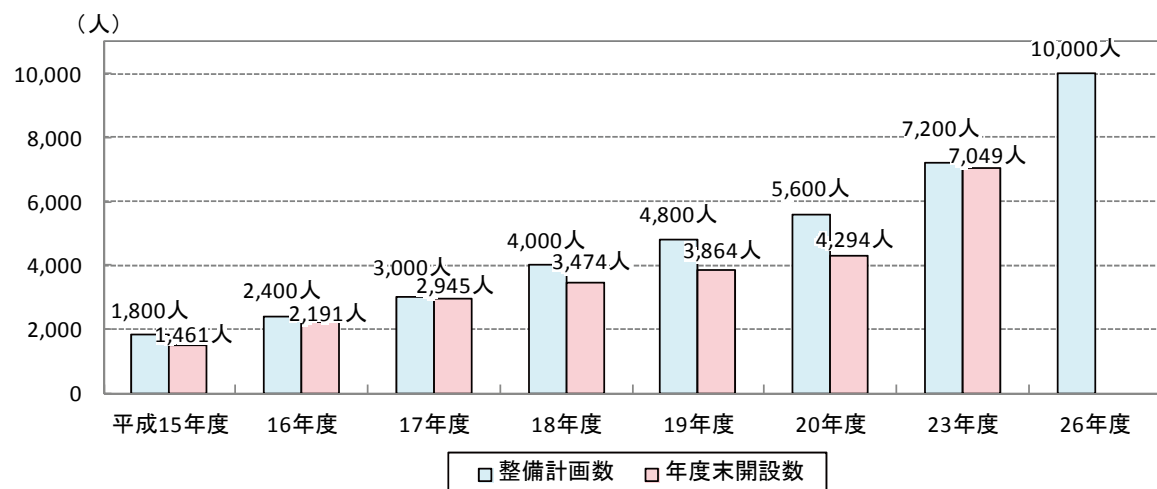
定員の規制を緩和するとともに、空室を登録者以外の人が利用できるような基準の見直しを行うこと及び介護報酬単価を見直すとともに、軽度の要介護者の介護報酬単価を引き上げることなどを、引き続き国へ提言していきます。

- 小規模多機能型居宅介護事業所に訪問看護ステーションを併設する複合型サービスについては、平成24年度に創設された新しいサービスであるため、訪問看護ステーションの整備状況を踏まえつつ、国や事業者の動向を注視していきます。

〔認知症高齢者グループホーム〕

- 認知症高齢者グループホームの定員を平成26年度末までに10,000人に増員します。
- 認知症高齢者グループホームについて、多様な設置主体による整備を進めるとともに、整備率の低い区市町村に対する重点的な補助単価の加算、公有地の活用など、より多様な整備手法を駆使して事業者の負担軽減を図り、引き続き整備を促進します。

＜認知症高齢者グループホームの整備状況＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

- スプリンクラーの設置義務のない既存の認知症高齢者グループホームに対して、防火設備を設置する経費を支援することにより、認知症高齢者グループホームの防火安全対策を強化します。

〔地域密着型介護老人福祉施設〕

- 小規模特別養護老人ホームについて、サテライト型施設の設置など、より多様な整備手法を駆使して事業者の負担軽減を図り、整備を促進します。

【主な施策】

・地域密着型サービス等重点整備事業〔福祉保健局〕

地域での 365 日 24 時間の安心を確保するため、小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム等の整備を進める区市町村を支援します。

・介護基盤の緊急整備特別対策事業〔福祉保健局〕

地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援します。

・医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業〔福祉保健局〕

高齢者が医療や介護が必要になっても 24 時間安心して住み続けられる住まいを充実させるため、医療・介護・住宅の三者が相互に連携したサービス付き高齢者向け住宅に併設する医療・介護サービス事業所等の整備費の一部を補助します。また、モデル事例を検証の上、効果的な連携事例を事業者を紹介するなど、良質な医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅の普及促進を図ります。

・訪問看護ステーション設置促進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

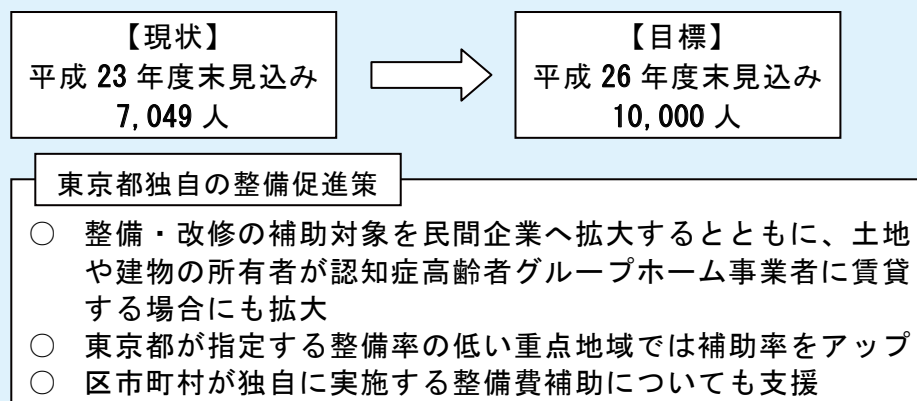
在宅療養生活の支援を行う訪問看護のサービス拠点を増やすため、新規の訪問看護ステーションの設置及び実施地域の拡大と移動の利便性を図ることができるサテライト（主たる事業所と一体的なサービスを提供できる出張所）の設置に対し、開設時の家賃等の経費及びネットワーク構築費の補助を行います。

・訪問看護ステーション人材確保支援事業【新規】〈再掲〉〔福祉保健局〕

訪問看護の経験のない看護師や、看護師免許を有しているが就労していない潜在的有資格者を訪問看護師として育成し、訪問看護ステーション等の人材確保・定着を図るため、「訪問看護人材育成マニュアル（仮称）」の作成に向けた委員会を設置し、検討を行います。

・認知症高齢者グループホーム緊急整備〔福祉保健局〕

認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、東京都独自の促進策により、引き続き整備を進めます。



- ・ 都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

都用地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

- ・ 施設開設準備経費助成特別対策事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等が開設時から安定した、質の高いサービスを提供できるよう、開設準備に必要となる訓練期間中の職員雇上経費、地域に対する説明会開催経費などを補助します。

- ・ 社会福祉施設等耐震化の推進〈再掲〉〔福祉保健局〕

都内の民間福祉施設等の耐震化を促進していくため、耐震化に係る経費の一部を補助します。

- ・ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

社会福祉施設等の耐震化を促進していくため、耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談・提案、アドバイザーの派遣などを行います。

- ・ 防火対策緊急整備支援事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

高齢者施設の防火対策を強化し、利用者の安全・安心の確保を図るため、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を対象に、防火設備の設置に対する補助を行います。

7 離島等への支援

【現状と課題】

- 離島や山間地域では、効率性や採算性の問題などから、都市部に比べて介護サービス事業者の参入が進みにくい状況や、介護保険制度の計画的・安定的な運営が困難な側面があります。
- こうしたことから、東京都は、関係町村と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、介護サービス確保のための検討を進めています。

【施策の方向】

- 「離島等サービス確保対策検討委員会」の開催、保険者である町村に対する介護保険業務の技術的助言等を通じて、離島等における介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に取り組んでいきます。

【主な施策】

- ・ 離島等サービス確保対策検討委員会（離島等における介護保険支援事業）〔福祉保健局〕

離島や山間地域における安定したサービスの確保に向け、関係町村と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、介護サービス確保のための検討を進めます。